

改訂版「貸出五条件」の解説 —「読書の自由」との関わりを中心に—

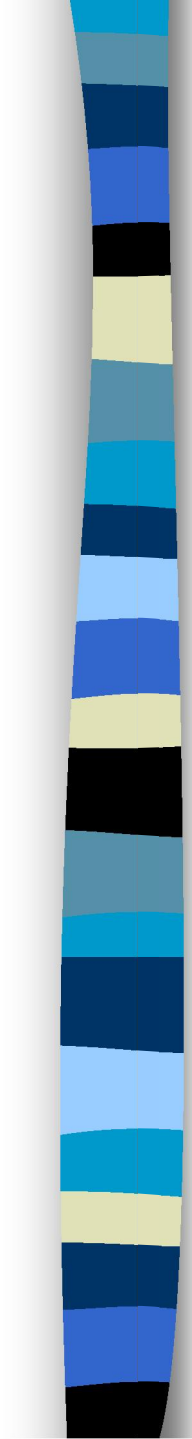


沖縄国際大学総合文化学部准教授

山口真也

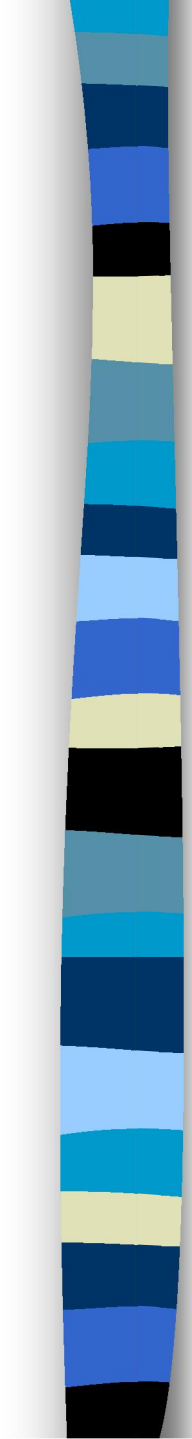
平成20年12月6日(土)

学校図書館問題研究会近畿ブロック集会



本日の発表内容

- 改訂版「貸出五条件」の概要
- 改訂版「貸出五条件」逐条解説の内容



改訂版「貸出五条件」 の概要・改訂のポイント

現在の貸出五条件と改訂版の比較

①タイトルの変更

現在

学校図書館の貸出をのばすために
のぞましい貸出方式が備えるべき
五つの条件 逐条解説

サブタイトル
形式



改訂版

「読書の自由」を保障する
貸出方式が備えるべき五つの条件
逐条解説

タイトルの
一部(同じ大きさ)

現在の貸出五条件と改訂版の比較

①タイトルの変更

学校図書館の貸出をのばすために
のぞましい貸出方式が備える
べき五つの条件 逐条解説

1980年代末、貸出が
サービスとして定着して
いなかった時代



20年近くが経過、貸出の定着に伴って新しい問題が



- ①貸出記録を活用する新システムの登場
- ②貸出記録の教育利用……



「読書の自由」を保障する
貸出方式が備えるべき五つ
の条件 逐条解説

読書の自由との関わりで
貸出五条件を見直すべき

資料① 貸出記録の保有を前提とする 新しい図書館システム(貸出システム)

〇〇学校図書館 ポータルサイト

貸出
記録

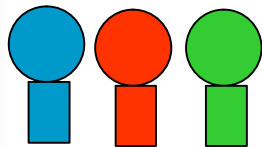
返却後も蓄積

Myポータル? ユーザ名: yamaguchi
パスワード: ●●●●●●
ログイン クリア

お知らせ

蔵書検索(OPAC)

図はイメージです



貸出傾向が似ている人の
貸出履歴を紹介
→ あ、こんな本、あったんだ

あなたにぴったり! おすすめの新着図書



マンガ中国入門 やっかいな隣人の研究 単行本(ソフトカバー) ジョージ秋山, 黄 文雄 (おすすめ理由は?)



基礎からわかる学校の個人情報保護対策 単行本 川崎 雅和, 松澤 幸太郎, 学びの... (おすすめ理由は?)

過去の貸出履歴を分析して、その利用者が興味を持ちそうな新着図書を紹介する

この本を借りた人は他にもこんな本を借りています



マンガ嫌韓流 山野 車輪 ★★★★★ (866)



マンガ嫌韓流2 (晋遊舎ムックシリーズ) 山野 車輪 ★★★★★ (190)

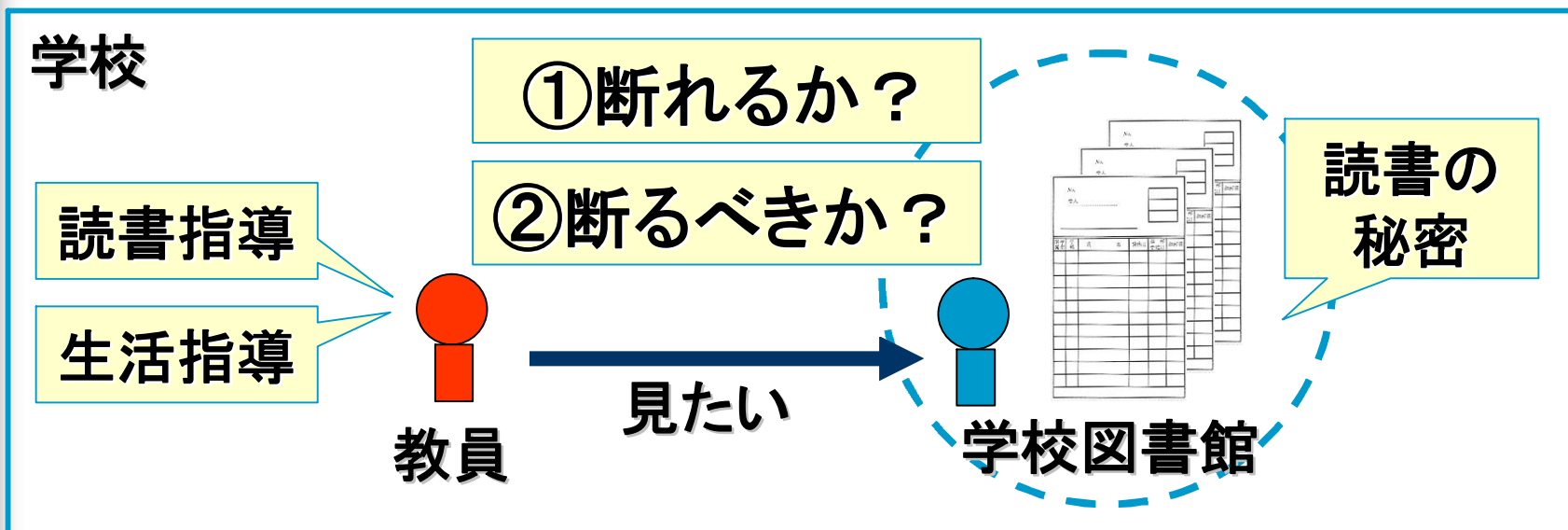


マンガ嫌韓流の真実! ★★★★★ (35)

資料② 貸出記録の教育利用問題

読書推進関連法の施行、司書教諭の配置……

- 小中学校 → 読書指導に熱心に取り組む先生にとって、子どもの読書状況、読書興味の広がりを把握する資料となる。
- 高校 → 生活指導、進路指導において、生徒の興味関心、悩みを知る資料となる。



現在の貸出五条件と改訂版の比較

①タイトルの変更

学校図書館の貸出をのばすために
のぞましい貸出方式が備える
べき五つの条件 逐条解説

1980年代末、貸出が
サービスとして定着して
いなかった時代



20年近くが経過、貸出の定着に伴って新しい問題が



- ①貸出記録を活用する新システムの登場
- ②貸出記録の教育利用……



「読書の自由」を保障する
貸出方式が備えるべき五つ
の条件 逐条解説

読書の自由との関わりで
貸出五条件を見直すべき

現在の貸出五条件と改訂版の比較

②五つの条件の対応関係

1. 貸出中は、何を、いつまで、だれが、借りているかがわかる。

2. 借りるとき、利用者が何も書かなくてすむ。

3. 貸出・返却の事務処理が容易である。

4. 予約に対処できる。

5. 返却後、個人の記録が残らない。

1. 貸出中は、図書館側に、何が、いつまで、だれによって借りられているかがわかる。

2. 利用者にとっても、図書館にとっても、貸出・返却の手続き・事務処理が容易である。

3. 予約に対処できる。

4. 利用者のプライバシーが守られる。

5. 図書館活動に必要な利用統計をとることができる。

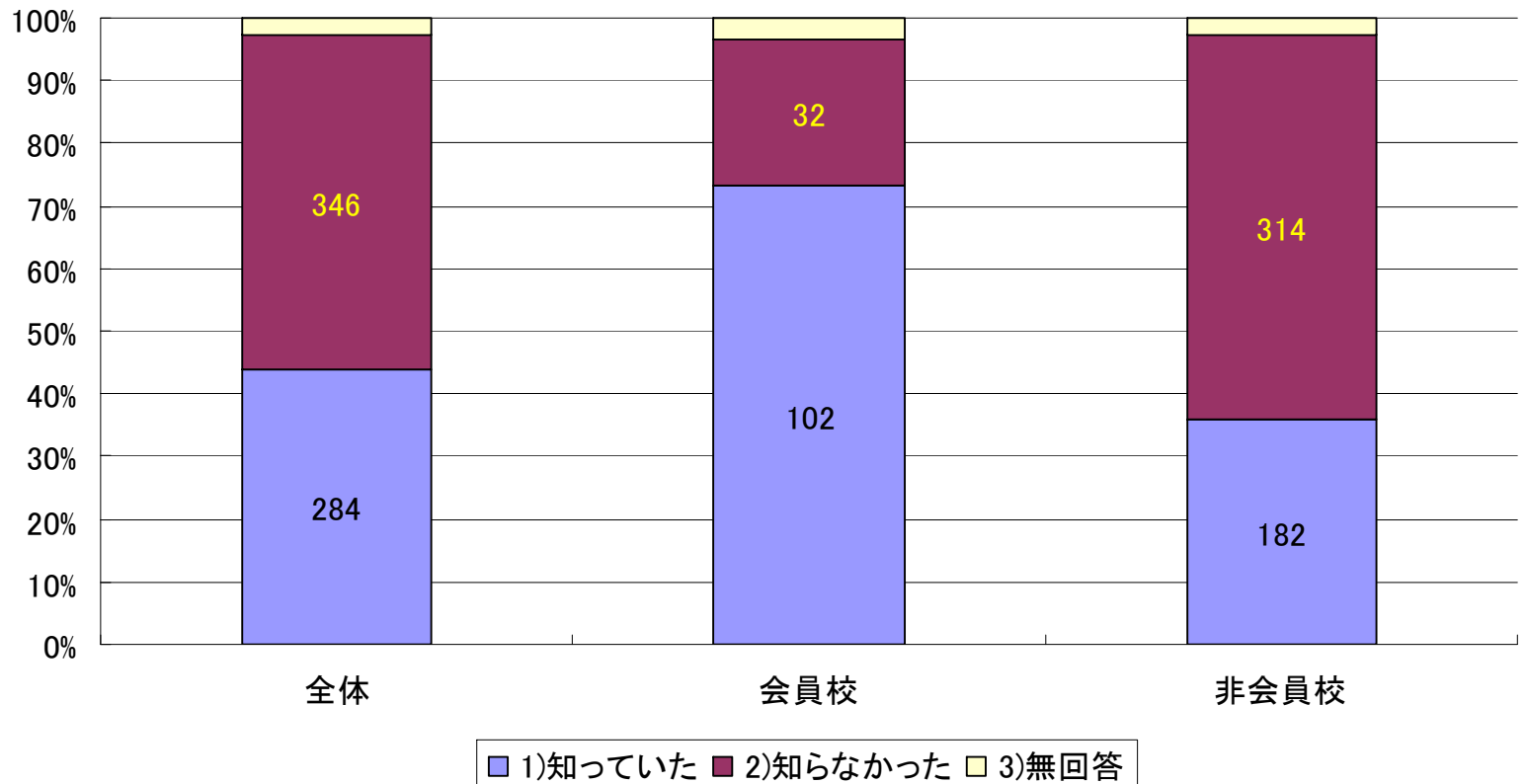
統合

全体に散らばっていたプライバシー関係の記述をできるだけ1つにまとめる

新設

資料③「貸出五条件」の認知度

貸出五条件を知っていますか？



全体で43.8%、学図研会員73.4%、非会員35.8%の認知度
(2007年4月～5月アンケート実施、有効回答数は648)

現在の貸出五条件と改訂版の比較

②五つの条件の対応関係

1. 貸出中は、何を、いつまで、だれが、借りているかがわかる。

2. 借りるとき、利用者が何も書かなくてすむ。

3. 貸出・返却の事務処理が容易である。

4. 予約に対処できる。

5. 返却後、個人の記録が残らない。

1. 貸出中は、図書館側に、何が、いつまで、だれによって借りられているかがわかる。

2. 利用者にとっても、図書館にとっても、貸出・返却の手続き・事務処理が容易である。

3. 予約に対処できる。

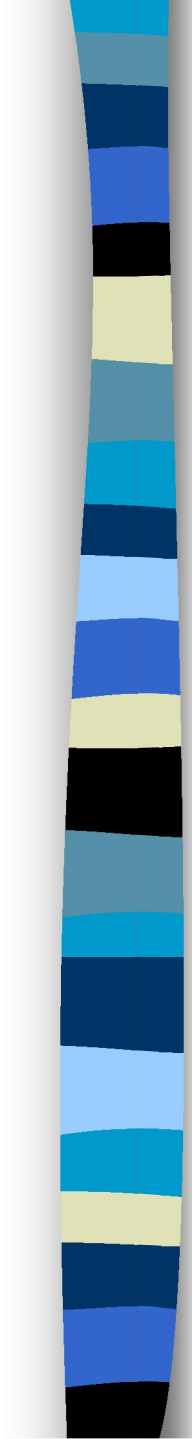
4. 利用者のプライバシーが守られる。

5. 図書館活動に必要な利用統計をとることができる。

統合

全体に散らばっていたプライバシー関係の記述をできるだけ1つにまとめる

新設



改訂版「貸出五条件」 逐条解説の内容

「読書の自由」との関わりを中心に解説
(詳しくは別紙資料1参照)

1. 貸出中は、図書館側に、何が、いつまで、だれによって借りられているかがわかる。

継続

- 「貸出」＝利用者の読書の自由を保障するための重要な手段の1つ。
- 読書の自由を保障するためには、資料の動きを正確に把握して、確実に次の利用に備えることが求められる。
- 利用者の読書要求に確実に対応するための基本的な条件として、貸出中は、①資料のタイトル等(書誌情報)、②貸出の期間、③帯出者の名前の3つの情報を管理する必要がある。

2. 利用者にとっても、図書館にとっても、貸出・返却の手続き・事務処理が容易である。

2、3を統合

- 貸出手続きを軽減、簡略化することで、読書の機会が広がる、という考え。
 - ①利用者側： 利用者に余計な手間をかけさせないことで、貸出を容易にし(増やし)、本に触れる時間を長くできる。
 - ②図書館員側： 事務時間の短縮により、その他の仕事に割く時間ができる。利用者に本に触れてもらう機会を増やすための様々な取り組みも。

3. 予約に対処できる

継続

- 読書の自由を保障するためには、図書館内にある資料だけを提供するだけでは不十分。
- 読書の自由という権利は館内資料だけでは保障されない。
- 購入希望、相互貸借、貸出中の資料に返却待ちをかけるなどの「予約」が必要不可欠。

5. 図書館活動に必要な利用統計をとることができる。

新設項目

- 読書の自由を保障するためには、利用要求の把握が必須。しかし学校図書館は「1人職場」のため統計に手間がかけられない。
⇒ 利用統計を簡単にとれる貸出方式が望ましい。
- 統計システムの発達により様々な処理が可能に。その中には読書の自由を阻害するものもある(個人単位での冊数統計?)
⇒ 統計は「図書館活動に必要」な範囲で行う。

資料：貸出統計→不自由な読書①



沖縄タイムス2006年5月5日
朝刊17面
年間貸出冊数は140冊近い。
しかし、読書時間で割ると1
時間に4冊？
→借りているだけ？

資料：貸出統計→不自由な読書②

2008年(平成20年)1月26日 土曜日 1版 社会 26

意欲引き出す読書を

学力につなげる

「まだ読んでいないのに、何で返す?」。宜野湾市の小中学生三人の父親(名)が聞いた。

学校図書館の本を手にした小四の長男は「返して、また借りなきゃいけない。週に何冊って決まってるし、みんな競争しているから」と答えた。

学校が掲げる読書冊数の目標は一学期に三十冊、二学期までに六十冊、年度末までに九十冊。目標達成に向け、同じ本を何度も借りたり、漫画に近い読みやすそうな本を選ぶ傾向があるという。

父親は「多読が無意味とは言わないが、目標冊数の達成が目的化している現状はおかしい。本の魅力が子どもに伝わっていない」と疑問を投げ掛ける。「県教委が毎年発表

する読書量調査は、実際は貸出量調査で中身がない。問題にすべきは、読書の質ではないか」

■ 県内の小学生の読書冊数は近年、全国トップクラスだ。全国学力・学習状況調査で、読書が「好き」「どちらかといえば好き」と答えた合計は72・2%。全国の71・3%を〇・九割上回った。

■ 学校への調査でも、朝の読書などの時間を設けていると答えた学校は、ほぼ全校の98・2%(全国92・0%)。図書館を活用した計画的授業をしていると答えた学校は88・6%で、全国の50・9%より37・7%も高い。

■ だが、中学生になると「好き」「どちらかといえば好き」の合計が63・8%で、全国の67・0%を4・1%下回る。小学生より10%近く低下するだけで、一日の読書時間で「まったく読まない」が39・3%が18・6%か

「学テ」結果を読み解く③

量目的化 習慣根付かず

データが示す図書館活動にも必ずしも子ども慣が定着していない。全国学力テスト読解力や記述力合算する。

小学校教員の立図書館指導主んだ感想を書いた言葉を書いた言葉が習慣化する作業が習慣化する

全国学力・学習状況調査結果より
読書は好きですか
当てはまる □ どちらかといえば、当てはまる □ 当てはまる □ どちらかといえば、当てはまらない □ 当てはまらない □ その他 ■ 無回答

沖縄タイムス2008年1月26日朝刊26面

「まだ読んでないのに何で返す?」と父親。

小四の長男「返して、また借りなきゃいけない。週に何冊って決まってるし、みんな競争しているから。」

4. 利用者のプライバシーが守られる。

継続、統合

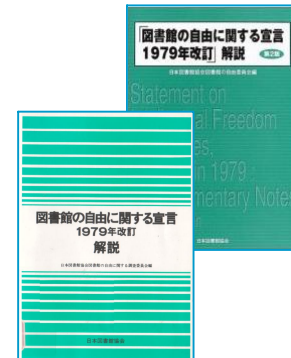
- 五条件改訂の理由として挙げた2つの問題への見解を記した部分。
 - ① 貸出記録の教育利用の是非（読書指導、生活指導目的での利用）
 - ② 貸出記録を返却後も保有して読書案内などに活用するシステムの是非

資料④ 司書教諭資格課程向けテキストにみる、 貸出記録の教育利用の是非

テキスト	司書教諭等	学校司書	備考
①『学校経営と学校図書館』学文社, 2002年5月, p30-31	×	記述なし	「担任教員や司書教諭は児童生徒との 自然な接触 からそのような情報を入手すべき」
	教育利用は禁止		
②『学校経営と学校図書館』全国SLA, 2006年4月, p98	△	△	「利用者が資料を返却した後は、 直ちに貸出記録を抹消することのできる方式 を選択すべき」
③『学校経営と学校図書館』樹村房, 2002年6月, p142	記述なし	記述なし	プライバシー保護の必要性和、プライバシー保護と読書の自由との関係についての記述はあるが、教育的利用問題についての記述はない。問題にされているのは子ども間でのプライバシー侵害のみ。
④『学校経営と学校図書館、その展望』青弓社, 2004年10月, p54—55	記述なし	記述なし	

テキスト	司教等	学司	備考
⑤『学校経営と学校図書館』樹村房, 改訂, 2006年2月, p120	?	?	「なるべく利用者にとって能率的な手続きにするべきである。 コンピュータによる貸出しでも利用記録を残すことができる 」
⑥『読書と豊かな人間性』樹村房, 1999, p48	?	?	「クラス担任といえど、安易に見たりすることはできない。学校図書館職員は、図書館の貸出記録を管理する立場にある。それを読書指導の資料として、どのようにして、その生徒のアドバイザーとなれるであろうか。これも 研究課題のひとつ 」
教員はダメだが、図書館員ならよいのでは？			
⑦『読書と豊かな人間性』学文社, 2007年4月, p114, p117-118	○	?	「教員は子どもの読書意欲、興味、関心を開発し、読書領域の拡充に配慮する手がかりとして(個人カードの) 記録を活用したい 」
読書指導の資料として貸出記録を活用すべき			「学校教育において成員間で読書事実を知らない、知らせないことが読書の自由を保障することではない」

資料⑤ 「図書館の自由に関する宣言」 解説書(1987年版、2004年版)の見解②



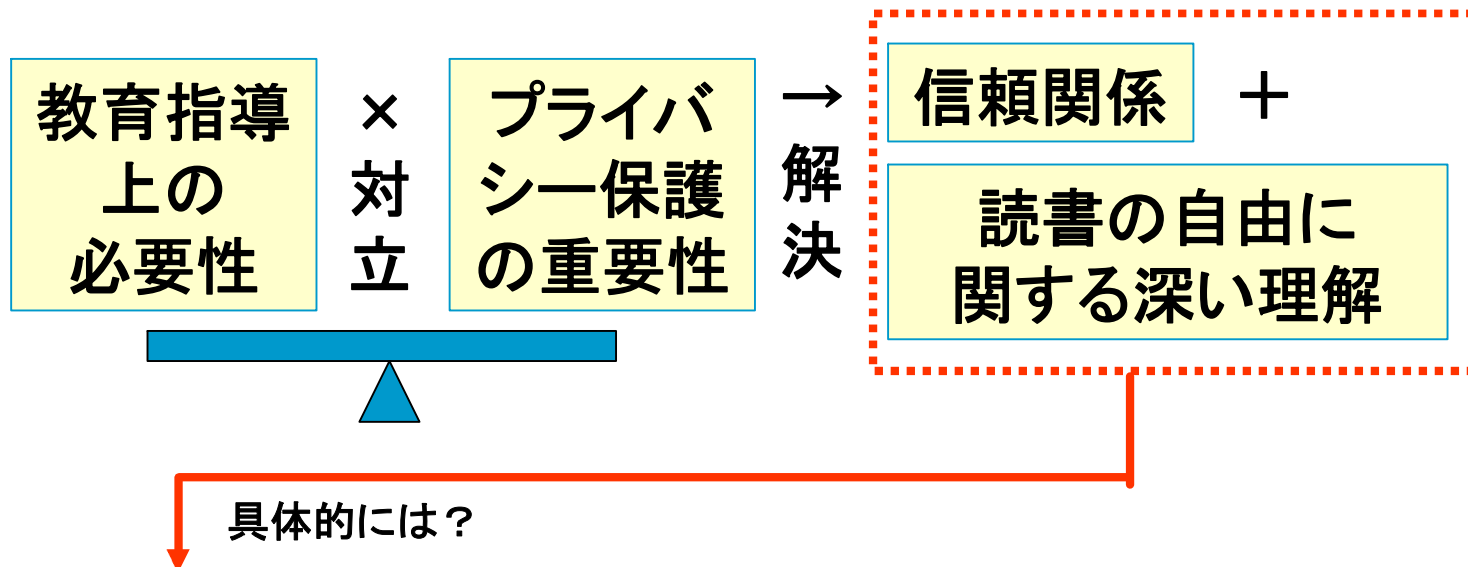
P38 「外部とは」より抜粋

- 教員が児童・生徒の読書に関心を持つのは当然。
- しかし、子どもの立場に立てば、独立した人格をもっているのだから、何を読んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともある。(子どもの読書にもプライバシーはある)
- 従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければなるまい。

資料⑤ 「図書館の自由に関する宣言」 解説書(1987年版、2004年版)の見解②



P38 「外部とは」という文章をまとめると……

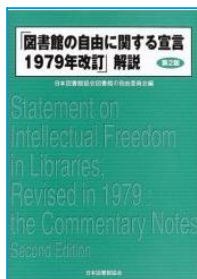


- 「直接お聞きください」と答える。(読書ノート等)
- 子どもが素直に貸出記録を開示するかどうかも含めて、あとは教師と子ども間の信頼関係の問題。

4. 利用者のプライバシーが守られる。 (逐条解説案より①)

- 読書活動というものは、本来、個人の関心や思想、信条などに基づいて行われるものである。よって、図書館が管理する個人の読書記録、つまり貸出記録には、秘匿性の高い情報(プライバシー情報)が含まれていると考えなければならない。
- 学校図書館では、個人の読書状況や内心を把握するための教育資料として、貸出記録が不用意に利用されることもあるが、何を借りているかという情報が第三者に知られることは、「読書の自由」を侵害する可能性がある。学校図書館においても、原則として、個人の貸出記録は、資料管理以外の用途では使われるべきではなく、その貸出方式は、貸出記録(書名・著者名などの書誌情報と貸出冊数、及び貸出事実)が第三者に知られることのないものでなければならない。
- このことは、予約・督促に関しても同様である。

4. 利用者のプライバシーが守られる。 (逐条解説案より②)



「第三者」に学校図書館担当者も含まれるか？

「何を読んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともある」→図書館員ならよい？



話し合い
の中では
.....

「わざわざ貸出記録を見なくても、自然な交流から得られる情報だけでも、読書指導は十分に可能」



解説に以下の文章を追加

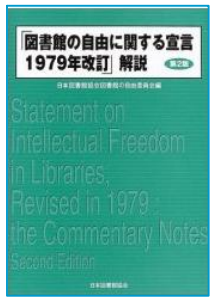
- なお、ここで言う「第三者」とは、図書館担当者以外のすべての者と定義するが、図書館担当者についてもまた、読書指導や生活指導など、資料管理とは無関係の目的で、貸出記録を利用することがあってはならない。

4. 利用者のプライバシーが守られる。

継続、統合

- 五条件改訂の理由として挙げた2つの問題への見解を記した部分。
 - ① 貸出記録の教育利用の是非（読書指導、生活指導目的での利用）
 - ② 貸出記録を返却後も保有して読書案内などに活用するシステムの是非

資料⑥ 「図書館の自由に関する宣言」 解説書(2004年版)の見解



P36 「読書傾向」より抜粋

- 「個々の読書事実ばかりでなく、個人の読書傾向もまた外部に漏らしてはならない」
- 「個々の読書の記録がその人の読書傾向であり、これが思想傾向と同一視されるならば明らかに思想調査につながる」

新しい
貸出システム



個人の貸出記録
(蓄積されたもの)

思想傾向と同一視され
る怖れがある情報

思想信条を読み取られる怖
れがある情報を図書館が
管理してよいか？

思想信条を読み取られる怖れがある情報を 図書館が管理してよいか？①

- 公的機関である図書館が貸出記録(思想信条が読み取られる情報)を蓄積することについての社会的合意はまだ形成されていない。
- 貸出記録の蓄積は各自治体の「個人情報保護条例」(思想信条の収集制限)に反する可能性がある。

＜例＞鳥取県の条例解釈集では、図書館が貸出記録を資料管理のために集める場合には思想信条を集めたことにはならないが、それ以外の用途で集めた場合には、思想信条の収集に当たる、と明記。

思想信条を読み取られる恐れがある情報を 図書館が管理してよいか？①

1回ごとの
貸出記録

1回ごとの
貸出記録

1回ごとの
貸出記録

貸出記録
が蓄積さ
れたリスト

個人の読書傾向が読みとれる

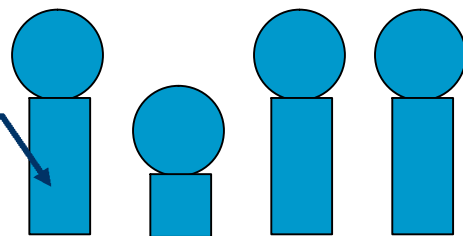
思想信条が
読みとれる(こともある)

思想信条の収集
にあたる？

行動記録
のリスト

A教諭 不起立
B教諭 起立
.....

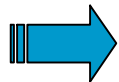
教育委員会側
「単なる行動の記録
で、思想信条の収集
ではない」



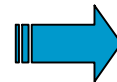
君が代斉唱時の
不起立情報

思想信条を読み取られる怖れがある情報を 図書館が管理してよいか？②

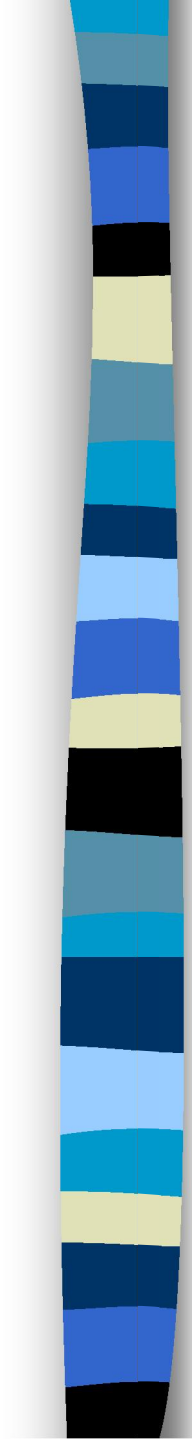
- どんなに堅牢なシステムでも、情報流出のリスクはゼロではない。そうしたリスクへの不安が日々の貸出への制約を招く怖れがある。
- 学校図書館については、利用者の年齢が低く、リスクを正しく認識した上で、自己責任の下でサービスを選択するという判断ができない。



検討課題が多い
時期尚早



貸出記録は返却
時に消去すべき



今後の検討課題

2008年8月の全国大会での議論をふまえて

①プライバシー保護の関連記述が1つにまとめられていない

■逐条解説第一条

しかし、それは、あくまで次の貸出に備えるとともに、督促や延長処理を可能にするためであり、管理すべきものは、資料であって、利用者ではない。従って～

「利用者管理」＝

・・・ 教育指導目的での貸出記録の利用？

■逐条解説第五条

ただし、これらの利用統計は、あくまで学校図書館活動の見直しに必要な範囲で行うものとし、その目的以外に流用することは許されない。

「図書館活動の見直し」に不要な統計＝

・・・ 教育指導目的での貸出記録の利用？

- 読書の自由を保障するための五つの条件であるはずが、貸出記録を教育指導目的で利用することの是非が混在。
- 第四条「利用者のプライバシーが守られる」に統合すべきか？

②第四条件のみ具体性が乏しい

読書の自由
を保障する
ためには？

他の条件は
3段階の構造

資料の動きを
的確に把握す
る必要がある

1. 図書館側に、何が、いつまで、だれによって借りられているかがわかる

利用者の読書
機会を広げる
必要がある

2. 貸出・返却手続き・事務処理が容易な貸出方式でなければならない

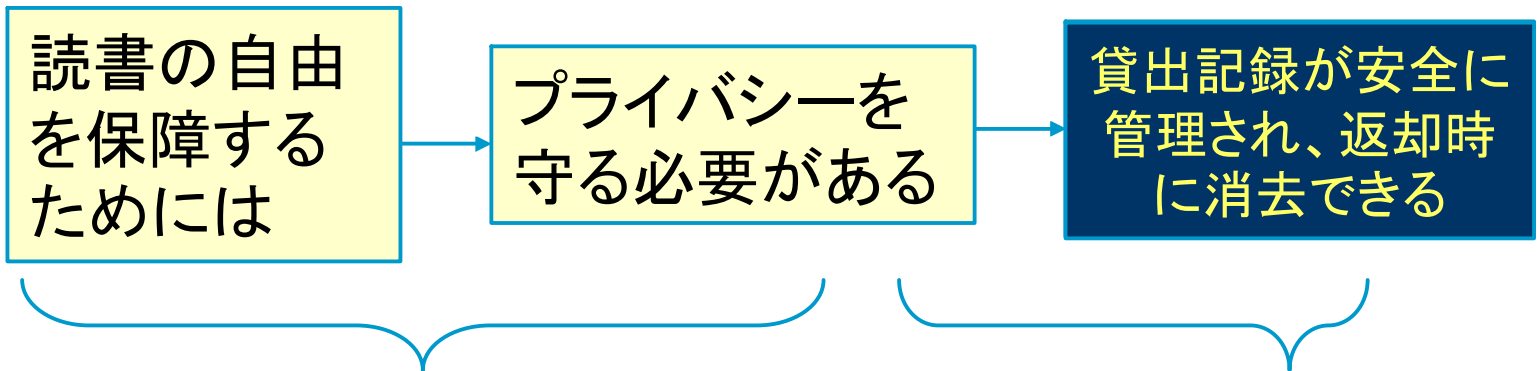
利用者の読書
の権利を确实
に保障する必
要がある

3. 予約に対処できる貸出方式でなければならない

利用者のニー
ズを把握する
必要がある

5. 利用統計をとることができる貸出方式でなければならない

②第四条条件のみ具体性が乏しい

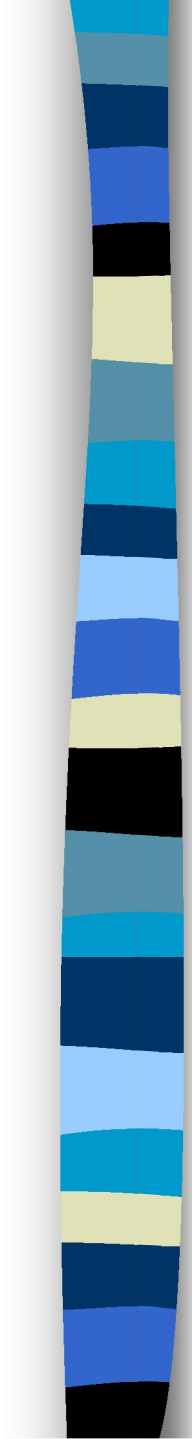


同じことを繰り返している？

第四条条件のみ、ここまでで終わっている？

現在の五条件では「返却後、個人の記録が残らない」となっており、それよりも表現が曖昧。

- プライバシーを守るために何をすべきか、具体的に明記すべきでは？
 - ① 貸出中の記録が安全に管理され、
 - ② 貸出記録を返却時に消去できる(残さない)
- 五条件とは理念を実現するための手段であるべき。プライバシー保護は「理念」なので、そのままでは条件になじまない？(冒頭部分に入れるべき？)



質疑応答・意見交換

ご静聴ありがとうございました。
ご意見、ご質問等があればお願いします。